

行政財産(移転措置事業跡地)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

防衛省沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺における行政財産(移転措置事業跡地)において、土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的※を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととしております。

※ 騒音障害が新たに発生することを防止し、併せてその周辺における生活環境の改善に資するため。

【使用許可の前提条件】

- 居住の目的では利用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- 利用の方法としては、駐車場、物置等の設置、資材置き場等などが考えられます。
- 利用の申し出があった場合には、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用許可期間は、原則として1年です。(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合に限り、使用許可の始期から5年を限度に更新が可能。5年を超える要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)

【受付】

- 受付期間
今年度一回目の公募は終了しました。(令和元年5月24日～同年6月6日)

【今後の予定】

- 当局としては、今後も個人・民間等に対する有償使用許可を進めてまいります。
次回公募については、適時、ホームページにてお知らせいたします。

問い合わせ先 〒904 - 0295
中頭郡嘉手納町字嘉手納290 - 9
沖縄防衛局 管理部 施設管理課(行政財産管理第1係)
TEL:098 - 921 - 8131(内444)